

第4章

健康課題の明確化と目的・目標

第4章 健康課題の明確化と目的・目標

1 現状の評価と健康課題

「第3章 健康・医療情報の分析と課題抽出」における様々な視点に立った分析結果から、洞爺湖町において健康課題に挙げられる点は下記のとおりです。

健康課題に挙げられる点について改善に向けた保健事業を実施していきます。

分野	健康課題に挙げられる点
1. 平均寿命・健康寿命と死亡の状況	男女ともに平均寿命と健康寿命の差が全国平均と比較して長い。
2. 健診データ分析	健診受診率が目標値に達していない。
	特定保健指導実施率が低下傾向にある。
	男性のメタボ基準該当者の割合が全国平均を上回っている。
	喫煙や1日飲酒量など改善すべき生活習慣が見られる。
3. 医療費分析	一人当たり診療費が全国平均と比較して高い。
4. レセプト分析	医療費上位を占める疾病のうち、生活習慣病に関連する疾病が多い。
	後期高齢者も含めた分析によると、「腎不全」が医療費上位に含まれる。
5. 介護と医療の関連	一人当たり介護給付費が全国平均と比較して上回っている。

2 健康課題の解決に向けた行動目標

現状の評価と課題で挙げた健康課題の改善に向けた行動目標は下記のとおりです。

主要な健康課題の改善に重点的に取り組んでいくために、行動目標を明確にして、効果的・効率的な保健事業の推進につなげていきます。

行動目標
(1) 特定健診受診率の向上
(2) 特定保健指導実施率の向上
(3) 高額医療費につながる疾病を予防するための取り組み
(4) 医療費適正化につながる取り組み

3 行動目標に対応した具体的な事業内容

(1) 特定健診受診率の向上

特定健診受診率60%以上達成のために次の事業を実施する。

事業名	特定健康診査（継続）
事業内容	生活習慣病の原因ともなるメタボリックシンドローム予防に重点をおいた検査を行い、その早期発見により生活習慣病を予防する。
対象者	40歳以上の洞爺湖町国民健康保険被保険者
事業実施年度	毎年
評価指標・目標値	平成30年度～平成35年度 評価指標・目標値は、第3期特定健康診査等実施計画の目標値とする。
取組み	受診率向上に向け、引き続き未受診者対策を実施する。 ○特定健康診査の未受診者を対象に、受診勧奨ハガキにて受診勧奨を実施する。 ○集団健診前の新聞折り込みを実施する。 ○広報「とうや湖」を活用し、広く受診を呼びかける。 ○関係部署と共同し、必要な対策を講ずる。

事業名	健康診査（継続）		
事業内容	特定健診の対象外である年代の町民に対し、特定健康診査と同様の項目についての検査に加え、75歳以上に対しては機能低下に関する項目などを追加して実施する。		
対象者	30歳～39歳の町民、75歳以上の町民（後期高齢者医療制度加入者）		
事業実施年度	毎年		
評価指標・目標値	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	75歳以上受診率 10%	75歳以上受診率 11%	75歳以上受診率 12%
	平成33年度	平成34年度	平成35年度
	75歳以上受診率 13%	75歳以上受診率 14%	75歳以上受診率 15%
	※ 30歳～39歳の町民については、受診者数の増加を目標とする。		
取り組み	特定健康診査と同様、受診率向上に向けた取組みを併せて実施する。		
	※ 後期高齢者医療制度加入の被保険者に対する健康診査 ○健康診査の実施主体は後期高齢者医療広域連合であるが、広域連合では実施できないことから、広域連合と町が委託契約を結んで町が実施している。 ○この健康診査が、洞爺湖町においては10%に満たない低い受診率となっている。		

(2) 特定保健指導実施率の向上

特定保健指導実施率60%以上達成のため、次の事業を実施する。

事業名	特定保健指導（継続）
事業内容	健診結果から、メタボリックシンドロームのリスクなどを総合して、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が期待できる人などを対象に、生活習慣を改善するための支援（保健指導）を行う。
対象者	特定健康診査の結果により選定された被保険者
事業実施年度	毎年
評価指標・目標値	平成30年度～平成35年度 評価指標・目標値は、第3期特定健康診査等実施計画の目標値とする。
取組み	健診結果説明会などの場を活用し、できるだけ多くの方が指導を受けるよう保健指導の動機付けを行う。 実施率の向上及び脱落者を出さないための対策を検討する。

(3) 高額医療費につながる疾病を予防するための取り組み

特定健診の結果、特に治療が必要な者に対し、次の事業を実施する。

事業名	産後スクリーニング検査（継続）		
事業内容	妊娠高血圧症候群や妊娠糖尿病等、妊娠を期に発病する恐れのある生活習慣病を早期に発見するため、4か月健診を受診する母に対して血圧測定・尿検査を実施する。		
対象者	4か月児健診を受診する児をもつ母		
事業実施年度	毎年		
評価指標・値	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	受診率 100%	受診率 100%	受診率 100%
	平成33年度	平成34年度	平成35年度
	受診率 100%	受診率 100%	受診率 100%
取り組み	平成25年度から洞爺湖町独自で実施。 妊娠高血圧症候群を原因とした腎機能低下を原因とする人工透析患者がいたことから、若い世代の腎機能低下予防及び人工透析予防策の一環として実施している。 継続的に実施することで、より若い世代からの生活習慣病対策に取り組む。		

事業名	生活習慣病対策保健指導（継続）⇒糖尿病性腎症重症化予防事業（新規）		
事業内容	重症化リスクの高い健診等の未受診者等に対する受診勧奨・保健指導を行い治療に繋がるとともに、通院患者に対して主治医の判断で対象者を選定し保健指導を行い、人工透析等への移行を予防する。		
対象者	糖尿病性腎症重症化予防事業対象者		
事業実施年度	毎年		
評価指標・値	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	—	実施率 5%	実施率 6%
	平成33年度	平成34年度	平成35年度
	実施率 7%	実施率 8%	実施率 13%
取り組み	北海道版のプログラムと、生活習慣病対策の保健指導の評価を基に、町独自のプログラムの作成を検討。 対象者の主治医と連携した保健指導を実施することで、糖尿病等の生活習慣病の重症化を予防するとともに、新規に人工透析とならないよう予防する。		

(4) 医療費適正化につながる取り組み

医療費適正化に向けた、次の事業を実施する。

事業名	健康増進・普及啓発事業（継続）
事業内容	町民一人一人が自分の健康に関心をもち、活動するための知識や技術の普及啓発、参加型イベントの開催などを推進する。
対象者	全町民
事業実施年度	毎年
評価指標・値	平成30年度～平成35年度 健康に関心をもつ町民が現状と比較し、増加することを目標とする。
取り組み	現在実施している以下の活動を継続する。 ○健康づくり推進員を中心とした活動への支援（ウォーキング会、講演会） ○生活習慣病対策講演会、介護予防講演会の開催 ○自治会単位の健康教育、広報とうや湖を活用した健康に関する知識の普及啓発の実施

事業名	医療費適正化推進対策事業		
事業内容	医療費通知やジェネリック医薬品（後発医薬品）差額通知、レセプト点検等により医療費の適正化を推進する。		
対象者	洞爺湖町国民健康保険 全被保険者		
事業実施年度	毎年		
評価指標・値	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	ジェネリック使用率 80%以上	ジェネリック使用率 80%以上	ジェネリック使用率 80%以上
	（国の数値目標(数量シェア)）	（国の数値目標(数量シェア)）	（国の数値目標(数量シェア)）
	平成33年度	平成34年度	平成35年度
	ジェネリック使用率 80%以上	ジェネリック使用率 80%以上	ジェネリック使用率 80%以上
	※ 国の数値目標(数量シェア)が、平成32年9月までとなっている。		
取り組み	ジェネリック医薬品（後発医薬品）推奨の差額通知は平成23年度年1回、平成24年度より年2回対象者へ通知しており、切替率は頭打ちとなりつつある。今後においても町内の薬局などと協力しながら更なる啓発・普及に努める。 ※ 切替率：診療月で、1種類以上ジェネリック医薬品が処方されている被保険者を該当者として集計した場合の率である。		

第5章

評価・見直し

第 2 章

環境・経済

第5章 評価・見直し

1 評価方法

データヘルス計画に基づく保健事業や各種施策は、第5章で掲げた評価指標に基づいて、KDBシステムに反映される数値目標の達成状況による評価を行います。

また、最終年度の平成35年度には、データヘルス計画全体の評価を実施するとともに、更なる改善に向けた見直しを実施します。

2 進行管理

データヘルス計画を適切に推進するために、町民、行政、関係機関などが、連携・協力して取り組んでいきます。

(1) 町民

一人ひとりが健康づくりに興味関心をもち、自身の状態を意識することを通じて、充実した日々の生活を送ります。

(2) 行政

町民への情報提供や健康づくり環境整備を行います。また、「洞爺湖町まちづくり総合計画」等に基づき、医療・健康・介護それぞれの担当部署と連携を図り、効率的な運営に取り組みます。

(3) 関係機関

議会や国保運営協議会等に、本計画の取り組み状況を報告し、意見交換や課題の検討などを行いながら、取り組みがより充実したものとなるよう取り組みます。

第6章

計画の公表、個人情報の保護

第6章 計画の公表、個人情報の保護

1 計画の公表・周知

当該計画に関わるPDCAサイクルとしての一連のプロセスに関する情報については、適宜洞爺湖町ホームページ等に掲載するなど公表・周知に努めてまいります。

2 個人情報の保護

(1) 記録の保存方法

データヘルス計画に関連して発生するデータについては、北海道国民健康保険団体連合会にて原則として5年間保管します。

(2) 個人情報の取扱い及び守秘義務規定の遵守

個人情報の取扱いについては、「個人情報保護法」や「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「洞爺湖町個人情報保護条例」や「洞爺湖町個人情報保護条例施行規則」等を遵守し、適切に対応します。また、当該情報を取扱う職員に関しても、地方公務員法等の守秘義務規定について周知徹底を図り、個人情報の漏えいや紛失の防止に細心の注意を払います。

(3) KDBシステムの取扱い

保険者は、健康増進法第6条の健康増進事業実施者として、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」において、特定健診その他の各種検診の実施主体間で個人の健康情報の共有を図るなど、健康増進事業実施者間で連携を図り、質の高い保険サービスを効果的かつ継続的に提供することとされているほか、「地域保健法第四条第一項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」において、衛生部局と連携しながら、被保険者の特性に応じた保健事業を効率的かつ効果的に実施することとされています。

KDBシステムにより得られるデータについては、保険者における地域の健康課題の把握や疾病別医療費分析の充実等による被保険者の特性に応じた効果的な保健事業の展開に資するものであり、衛生部局における保健事業にとっても有益な情報であるため、部局間の連携を密にして有効に活用すべきであるという国の方針に従い、厳重に個人情報を保護・管理しつつ、保健事業のさらなる推進を図るために有効に活用します。

